

令和 7 年度

小鹿野町立小鹿野中学校

いじめ防止基本方針

目 次

I はじめに

II いじめ防止基本方針を定める意義

III いじめの定義

IV 本校のいじめ問題に対する基本姿勢

V 組織

VI いじめの未然防止のための取組

VII いじめの早期発見への取組

VIII いじめの早期解決への取組

IX いじめの防止対策推進法第 28 条における「重大事態」の対応

X 学校評価項目への位置付け

X I ホームページへの掲載、保護者・地域住民への周知

X II 年間行事予定

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

小鹿野町立小鹿野中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II いじめ防止基本方針を定める意義

学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。

また、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
--

IV 本校のいじめに対する基本姿勢

いじめの未然防止のために、一人一人の生徒を大切にし、積極的な生徒指導を推進する。生徒間に温かな人間関係が構築され、全ての生徒の学校生活が充実していれば、いじめは起こらないという認識をもつことである。

万一、いじめが発生した場合には、

いじめられた生徒に徹底的に寄り添い いじめられる生徒を絶対に守り抜く

- 1 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつこと。
- 2 落ち着きがあり、整然とした教育環境を整えること。
- 3 いじめ問題に係る事件・事故を、対岸の火事ではない、という危機感をもつこと。
- 4 いじめを発見したら、適切な事実確認を行い、組織での対応方針の検討をする。
- 5 いじめる生徒に対し、毅然とした態度で指導すること。
- 6 教師自らの体験を語るなどして、生徒に将来への希望が生まれるよう働きかけること。
- 7 重大事態には、速やかに教育委員会に報告し、警察等関係機関と必ず連携すること。

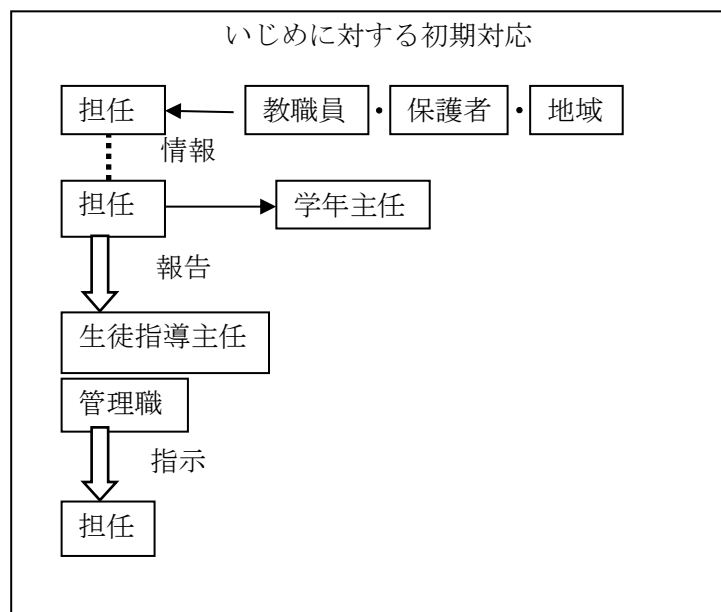
V 組織

1 いじめ防止対策委員会

- (1) 目 的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、~~教務~~（主幹教諭）、生徒指導主任、教育相談主任、各学年生徒指導・教育相談担当、養護教諭、小中連携対応教諭、フレンドリー相談員、スクールカウンセラー、関係担任、関係部活顧問
※必要に応じて、構成員以外の関係者及び外部機関を招集できる。
- (3) 内 容
 - ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認
 - イ 情報の集約と対応への協議
 - ウ 発見されたいじめ事案への対応
 - エ 重大事態への対応

2 校内委員会

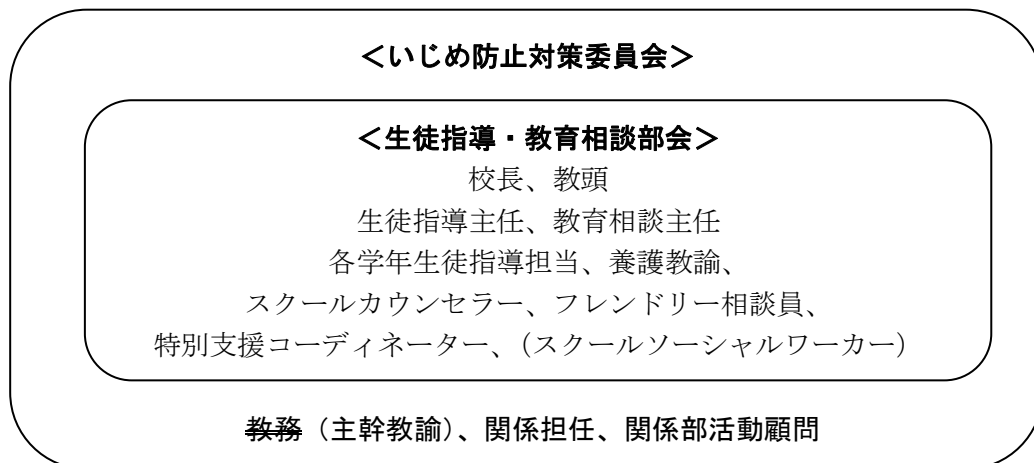
- (1) 目 的：校内におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 部 会：生徒指導・教育相談部会
※必要に応じて、部会以外の関係者を招集できる。
- (3) 内 容
 - ア 学校基本方針に基づく取組の企画・運営と取組の検証
 - イ 教職員の共通理解と意識啓発
 - ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
 - オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - カ 発見されたいじめ事案への対応
 - キ 重大事態への対応



3 開催

- (1) いじめ防止対策委員会（学期に1回程度開催）
- (2) 校内委員会（生徒指導・教育相談部会を開催）

4 組織図



VI いじめの未然防止のための取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという認識をもち、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくり、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、充実した学級・学校生活を送れるようにする。

更に、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

1 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、次の3点を念頭に置き、いじめられている生徒の立場で指導・支援を行う。

- (1) 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- (2) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識をもつ。
- (3) いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。

2 学級づくり

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の4つのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

- (1) 生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ・生徒の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
 - ・互いを認め合える支援的風土を醸成する。
（生徒が落ち着ける「居場所づくり」と生徒が活躍できる「絆づくり」を進める。）
 - ・見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
 - ・規準を示す。（「……してはならない。」だけでなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）

- (2) 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
 - ・自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）
- (3) 生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- (4) 生徒会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

3 学習指導

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

4 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

5 インターネットを通じて行われるいじめの防止

生徒がインターネット上のいじめに遭遇しない、又はいじめをしないように、ネット利用において、正しい知識と善し悪しを見極める高い判断力、危険回避能力を育成する。

- (1) 技術・家庭科や学級活動を通して、ネット問題についての情報モラル教育に加え、情報リスク教育についての指導を充実させる。

また、「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。
- (2) 生徒とともに保護者の意識啓発を図るため、生徒・保護者を対象にネット関連についての啓発講演会を実施する。

6 道徳教育の充実

教育活動全体を通して、優しい心をはぐくみ、「いじめをしない、許さない」態度を育成するために、道徳主任を中心に、全教師の協力体制を整え、道徳教育の充実に努める。また、道徳の内容項目と関連付けて、いじめ防止に向けた重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

「人権教育月間」（6月、12月）には、全学級で道徳の時間において「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

7 「人権教育月間」の取組

- (1) 校長による人権に関わる講話
- (2) いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- (3) 道徳の時間を通しての学級指導と人権作文
- (4) 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
- (5) 生徒委員会を活用した「いじめ撲滅」への取組

VII いじめの早期発見への取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。しかも、いじめを受けている生徒の心情として、自分がいじめられていることを認めたくない、親を心配させたくないため知られたくないという思いが働くことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒に寄り添い、信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- 1 「Is 2019」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目のある生徒に声を掛け、該当する項目が複数ある時には、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- 2 「Is 2019」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- 3 「Is 2019」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。1年生の指導に当たっては、小学校からの引き継ぎ事項をよく確認し、生徒の人間関係に留意する。
- 4 毎月末、「悩み事・心配事（いじめ）に関するアンケート」を全校生徒対象に行う。各学級で情報を集約し、必要に応じて生徒と面談を行う。また、アンケートの集約した結果や面談した生徒について、学校全体で情報共有する。
- 5 第1学年は、5月に家庭訪問、11月に二者面談を、第2学年は、5月に二者面談、11月に三者面談、第3学年は、5月に二者面談（三者面談）、7月と11月に三者面談を行う。

また、そこでの相談内容を各学年で集約し、共有が必要な場合には、職員会議や、生徒指導部会、教育相談部会等を通じて、学校全体で情報共有する。

- 6 いじめ・非行防止ネットワーク会議や学校評議員会議。必要に応じて、民生児童委員との懇談会を通じて地域からの情報収集に努める。

VIII いじめの早期解決への取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに生徒指導主任に報告し、組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の状況をよく理解した上で、教育的配慮をもって、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

1 いじめている生徒への指導（「I's2019」参照）

いじめの内容や関係する生徒（児童生徒）について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、町教委や関係機関との連携を図る。

2 いじめられている生徒への支援（「I's2019」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

3 周りではやし立てる生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

4 見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

5 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

6 他校の生徒が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報、その他の適切な措置をとる。

7 県教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

IX いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応

1 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。

イ いじめを受けて重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

ウ 重大事態が発生した場合、本校は小鹿野町教委を経て、埼玉県教育委員会へ事態発生について報告する。

エ いじめ問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。）

オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特

定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)

カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

キ 上記エの調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)

ク 上記エの調査結果は、埼玉県教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

2 埼玉県教育委員会又は本校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(7) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 生徒が自殺を図ろうとした場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は小鹿野町教委を経て埼玉県教育委員会へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに埼玉県教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと埼玉県教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、埼玉県教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、埼玉県教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、県教育委員会の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、県教育委員会の問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの

防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(カ) **自殺の背景調査における留意事項**

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 本校が調査を行う場合においては、埼玉県教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機

関)による自殺報道への提言を参考にする。

また、「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」、「I's 2019」の「第2章自殺防止について」も参考にする。

(4) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(7) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、埼玉県教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(4) 調査結果の報告

調査結果については、埼玉県知事に報告する。

上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて埼玉県知事に送付する。

X 学校評価項目への位置付け

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

X I ホームページへの掲載、保護者・地域住民への周知

策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにする。

X II 年間計画

	取 組 内 容
4 月	・「学校基本方針」・「生徒指導基本方針」の策定 ・いじめ防止基本方針の策定 ・『スマホ（ネット）の適切な利用方法を考えよう』について、呼びかけ ・「心配事・悩み事（いじめ）アンケート」の実施
5 月	・教育相談アンケート ・教育相談期間（１年生：二者面談、２年生：二者面談、３年生：三者面談） ・「心配事・悩み事（いじめ）アンケート」の実施
6 月	・人権教育強化月間 ・第１回学校評議員会議 ・第１回秩父地区中学校生徒指導連絡協議会 ・「心配事・悩み事（いじめ）アンケート」の実施
7 月	・薬物乱用防止教室（非行防止教室） ・教育相談期間（全学年：三者面談）
8 月	・いじめ未然防止に向けた校内研修会 ・自殺予防に関する校内研修
9 月	・「心配事・悩み事（いじめ）アンケート」の実施 ・第２回秩父地区中学校生徒指導連絡協議会 ・スマートフォン等利用状況調査
10 月	・第２回学校評議員会議 ・「心配事・悩み事（いじめ）アンケート」の実施
11 月	・教育相談アンケート ・教育相談期間（１年生：二者面談、２年生：二者面談、３年生：三者面談） ・「心配事・悩み事（いじめ）アンケート」の実施 ・いじめ撲滅強化月間
12 月	・人権教育強化月間 ・「心配事・悩み事（いじめ）アンケート」の実施 ・いじめ・非行防止ネットワーク会議 ・犯罪被害防止教室
1 月	・「心配事・悩み事（いじめ）アンケート」の実施
2 月	・第３回学校評議員会議 ・第３回秩父地区中学校生徒指導連絡協議会 ・民生児童委員との懇談会 ・「心配事・悩み事（いじめ）アンケート」の実施
3 月	・「心配事・悩み事（いじめ）アンケート」の実施
その他	・ネットトラブル防止教室